

[様式 9 - 1]

## 福祉サービス等第三者評価結果

## 総合評価

|       |                         |          |     |
|-------|-------------------------|----------|-----|
| 受診施設名 | 社会福祉法人 上豊富福祉会<br>上豊富保育園 | 施設<br>種別 | 保育所 |
| 評価機関名 | 一般社団法人 京都府保育協会          |          |     |

令和 7 年 2 月 21 日

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 評           | <p>上豊富保育園は、昭和28年4月1日上豊富地区立として開設され、以来70年を超えて、保育を通じ当地区の福祉の向上に努め、地域に根差した子育てステーションとして、自治会・教育機関との連携を密にするとともに、保護者の保育ニーズを把握し、一時預かり事業・放課後児童健全育成事業・通園バスの運行等、地域の子育て支援の拠点として貢献されています。</p> <p>現園舎は、平成17年3月に全面改築され、周囲は広陵とした田畑が広がる自然豊かな地であり、恵まれた自然環境、採光優れた園舎の中、安心・安全な保育環境と、愛情を十分に享受できる環境を整備し、質の高い教育・保育が提供されています。</p> <p>園周辺の恵まれた自然環境の中で公園へ散歩に出かけたり、近隣の畑で野菜を栽培したり、自然を満喫する中で主体的に活動できる環境を整備しています。また、野菜作りは地域の方に教えてもらうなど、地域の方々との交流を通して、生活と遊びを豊かに楽しむ取組があります。</p> |
| 特に良かった点(※)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>各部屋ともに自然の採光を利用し、明るく心地良い空間の中、子どもたちは伸び伸びと過ごしています。また、ランチルームから調理室内が見えるよう工夫されており、3～5歳児が食事を楽しんでいます。</li> <li>国道429号線を挟み上豊富小学校が隣接し、小学校の連携について、保育要録の送付や懇談会に参加するなど連携に努めています。また、小学校への体験入学や小学生が保育園に来て、園児と交流するなどの機会を設け、円滑な就学に向けた保育に取り組んでいます。</li> </ul>                                                                                                                                                           |
| 特に改善が望まれる点(※) | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の参画のもとに作成された事業計画は、実施状況の把握・評価・見直しが必要となります。今後は、定められた時期・手順により、評価・見直しがなされると良いでしょう。</li> <li>職員との面談を通して、意見・希望を整理し、保育者自身の成長に繋げるよう取り組んでいます。今後は、目標項目・目標水準・目標期限を明確にすると、なお良いでしょう。</li> <li>園が有する機能が十分に発揮されるよう、園庭開放・保育園内のスペース活用等に取り組まれると良いでしょう。</li> </ul>                                                                                                                                                     |

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

# 京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

## 【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 受診施設名 | 社会福祉法人 上豊富福祉会<br>上豊富保育園 |
| 施設種別  | 保育所                     |
| 評価機関名 | 一般社団法人 京都府保育協会          |
| 訪問調査日 | 令和7年2月21日               |

## I 福祉サービスの基本方針と組織

| 評価分類                                                                                                                    | 評価項目                           | 通番 | 評価細目                      | 評価結果 |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----|---------------------------|------|-------|
|                                                                                                                         |                                |    |                           | 自己評価 | 第三者評価 |
| I-1<br>理念・基本方針                                                                                                          | I-1-(1)<br>理念、基本方針が確立・周知されている。 | 1  | ① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | b    | a     |
| [自由記述欄]                                                                                                                 |                                |    |                           |      |       |
| 1: 保育の理念、保育方針、保育目標が明文化され、重要事項説明書やホームページ・入園のしおり等に掲載され、職員・保護者に周知されています。理念や基本方針はわかりやすく説明した資料を用意するなど、保護者等への周知に努める工夫を行っています。 |                                |    |                           |      |       |

| 評価分類                                                                                                                                                                                                                                           | 評価項目                        | 通番 | 評価細目                              | 評価結果 |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----|-----------------------------------|------|-------|
|                                                                                                                                                                                                                                                |                             |    |                                   | 自己評価 | 第三者評価 |
| I-2<br>経営状況の把握                                                                                                                                                                                                                                 | I-2-(1)<br>経営環境の変化等に対応している。 | 2  | ① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | b    | a     |
|                                                                                                                                                                                                                                                |                             | 3  | ② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。       | b    | a     |
| [自由記述欄]                                                                                                                                                                                                                                        |                             |    |                                   |      |       |
| 2：上豊富地区における環境の変化・子どもの数の推移等を把握し、経営状況の課題を明確にし、状況に応じた取り組みが行われています。                                                                                                                                                                                |                             |    |                                   |      |       |
| 3：昭和28年4月1日上豊富地区立として開設されて以来70年を超えて、保育を通じ当地区の福祉の向上に努め、地域に根差した子育てステーションとして、自治会・教育機関との連携を密にするとともに、保護者の保育ニーズを把握し、一時預かり事業・放課後児童健全育成事業・通園バスの運行等、地域の子育て支援の拠点として貢献するなど、地元根ざした法人の取組により、長年にわたり培ってこられた当園のブランド力を継承しつつ、保育の向上と環境づくりに取り組み、安定した運営に繋がるよう努めています。 |                             |    |                                   |      |       |

| 評価分類                                                                | 評価項目                               | 通番 | 評価細目 |                                           | 評価結果 |       |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----|------|-------------------------------------------|------|-------|
|                                                                     |                                    |    |      |                                           | 自己評価 | 第三者評価 |
| I-3<br>事業計画の策定                                                      | I-3-(1)<br>中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | 4  | ①    | 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。               | b    | a     |
|                                                                     |                                    | 5  | ②    | 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。                | a    | a     |
|                                                                     | I-3-(2)<br>事業計画が適切に策定されている。        | 6  | ①    | 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | b    | b     |
|                                                                     |                                    | 7  | ②    | 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。                 | b    | b     |
| [自由記述欄]                                                             |                                    |    |      |                                           |      |       |
| 4：経営と保育の両面から課題や問題点について、管理者を中心に職員の意見を取り入れ、中・長期計画が策定されています。           |                                    |    |      |                                           |      |       |
| 5：中・長期計画を踏まえ単年度の計画が策定され、その単年度計画は中・長期計画とともに、園の玄関に掲げています。             |                                    |    |      |                                           |      |       |
| 6：職員の参画のもとに事業計画は策定されています。今後は、あらかじめ定められた時期・手順により、評価・見直しがなされると良いでしょう。 |                                    |    |      |                                           |      |       |
| 7：事業計画は玄関に掲げてありますが、入園説明会等において保護者に周知・理解を促されると、より良いでしょう。              |                                    |    |      |                                           |      |       |

| 評価分類                                                                                                                            | 評価項目                                  | 通番 | 評価細目 |                                             | 評価結果 |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----|------|---------------------------------------------|------|-------|
|                                                                                                                                 |                                       |    |      |                                             | 自己評価 | 第三者評価 |
| Ⅰ-4<br>福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組                                                                                                  | Ⅰ-4-(1)<br>質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | 8  | ①    | 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。               | b    | a     |
|                                                                                                                                 |                                       | 9  | ②    | 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | a    | a     |
| [自由記述欄]                                                                                                                         |                                       |    |      |                                             |      |       |
| 8：定期的な職員会議にて子どもの様子や保育課題について話し合いを行い、保育の質の向上に向け、園内での自己評価を実施するとともに、職員会議において分析・検討を行うなど、組織的な取組が機能しており、園としての課題の抽出から改善に向けて繋がるよう努めています。 |                                       |    |      |                                             |      |       |
| 9：自己評価の評価結果に基づき、改善の課題を明確にし、職員会議において共有化が図られています。                                                                                 |                                       |    |      |                                             |      |       |

## Ⅱ 組織の運営管理

| 評価分類                      | 評価項目                            | 通番 | 評価細目                               | 評価結果 |       |
|---------------------------|---------------------------------|----|------------------------------------|------|-------|
|                           |                                 |    |                                    | 自己評価 | 第三者評価 |
| Ⅱ-1<br>管理者の責任と<br>リーダーシップ | Ⅱ-1-(1)<br>管理者の責任が明確にされている。     | 10 | ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | b    | a     |
|                           |                                 | 11 | ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。     | a    | a     |
|                           | Ⅱ-1-(2)<br>管理者のリーダーシップが発揮されている。 | 12 | ① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。   | a    | a     |
|                           |                                 | 13 | ② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。   | a    | a     |

### [自由記述欄]

10：施設長の役割と責任は、職務分担表を作成し、平常時のみならず、有事における施設長の役割と責任について不在時の権限委任等を含め、職員会議において明確にしています。園のしおりにプライバシーポリシーの表明や解決責任者としての施設長の責任を明示するなど、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしています。

11：施設長は、遵守すべき法令を理解するため、京都府及び京都府保育協会主催の施設長研修会に参画し、理解を深めています。

12：施設長は、日頃より保育室に入り、保育に対する課題の把握に努めるとともに、職員会議において課題の分析・検討が行われています。

13：施設長は、現在契約している会計事務所から専門家によるさまざまな助言（予算執行状況等）を受け、保育園経営・業務の効率化をはかり、また労務面でも社会保険労務士から支援を受け、法改正に対応した就業規則などの諸規程の充実など人事・労務管理にも努め、保育の質の向上、保育に携わる職員の処遇向上に取り組み、経営の改善や業務の実効性を高める取組が行われています。

| 評価分類                  | 評価項目                                         | 通番 | 評価細目                                       | 評価結果 |       |
|-----------------------|----------------------------------------------|----|--------------------------------------------|------|-------|
|                       |                                              |    |                                            | 自己評価 | 第三者評価 |
| Ⅱ-2<br>福祉人材の確保・<br>育成 | Ⅱ-2-(1)<br>福祉人材の確保・育成計画、人事<br>管理の体制が整備されている。 | 14 | ① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | b    | a     |
|                       |                                              | 15 | ② 総合的な人事管理が行われている。                         | b    | a     |
|                       | Ⅱ-2-(2)<br>職員の就業状況に配慮がなされている。                | 16 | ① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。        | a    | a     |

### [自由記述欄]

14：職員就業規則に人事管理に関する園の方針を明記し、毎年1月～2月に当年度の状況確認及び来年度に向けての個人面談を行い、意見収集シートや会話の中での職員の意見を聴き取り、職員処遇の向上・働きやすい職場環境の整備に取り組むなど、人材確保と育成に関する方針が確立されています。

15：個人面談において把握した職員の意向・意見を評価・分析し、職員の階層ごとに役割や必要能力等を開示することで職員のモチベーションにつなげる取組をするなど、総合的な人事管理が行われています。

16：職員の就業状況や意向を把握し、キャリアパスの明確化に努め、また職員の労務管理に関する責任体制を明確にし、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認し、時間単位での有給休暇取得にも対応するなど、職員のワークライフバランスに配慮した取組を行っています。

| 評価分類              | 評価項目                                           | 通番 | 評価細目                                          | 評価結果 |       |
|-------------------|------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------|------|-------|
|                   |                                                |    |                                               | 自己評価 | 第三者評価 |
| Ⅱ-2<br>福祉人材の確保・育成 | Ⅱ-2-(3)<br>職員の質の向上に向けた体制が確立されている。              | 17 | ① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。                     | b    | b     |
|                   |                                                | 18 | ② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。     | b    | a     |
|                   |                                                | 19 | ③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。                   | b    | a     |
|                   | Ⅱ-2-(4)<br>実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 | 20 | ① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | b    | b     |

[自由記述欄]

17：職員との面談を通して、意見・希望を整理し、保育者自身の成長に繋げるよう取り組んでいます。今後は、目標項目・目標水準・目標期限を明確にすると、なお良いでしょう。

18：研修に関する基本方針のもと、保育の質の向上のため、職員一人一人の現状、希望等を考慮し、研修参加計画が策定され実施されています。外部研修の受講後には、園内報告研修会を開催し、研修内容の情報共有に取り組んでいます。

19：職員一人一人の現状・希望を考慮し、職員自ら学びたい意欲を優先し、必要な研修に参加できる体制が整っています。

20：実習生受け入れマニュアルを整備し、職員に周知していますが、実習希望者の減少により受け入れ実績がありません。今後は、専門職種の特性に配慮したプログラムを用意し、受け入れについての基本姿勢を明文化されるなど取り組まれるとなお良いでしょう。

| 評価分類             | 評価項目                                | 通番 | 評価細目                               | 評価結果 |       |
|------------------|-------------------------------------|----|------------------------------------|------|-------|
|                  |                                     |    |                                    | 自己評価 | 第三者評価 |
| Ⅱ-3<br>運営の透明性の確保 | Ⅱ-3-(1)<br>運営の透明性を確保するための取組が行われている。 | 21 | ① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。       | b    | b     |
|                  |                                     | 22 | ② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a    | a     |

[自由記述欄]

21：ホームページにて定款・役員報酬規程・役員名簿が公開されています。今後は、現在改修中のホームページにおいて財務についても公開されるなどさらに運営の透明性の確保に取り組まれると良いでしょう。

22：会計業務の確認を外部会計事務所に委託し、保育園の経営・業務の効率化について助言を受けるとともに、社会保険労務士からの支援を受け、人事・労務管理も適正に処理されています。

| 評価分類               | 評価項目                            | 通番 | 評価細目                                      | 評価結果 |       |
|--------------------|---------------------------------|----|-------------------------------------------|------|-------|
|                    |                                 |    |                                           | 自己評価 | 第三者評価 |
| Ⅱ-4<br>地域との交流、地域貢献 | Ⅱ-4-(1)<br>地域との関係が適切に確保されている。   | 23 | ① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。              | b    | a     |
|                    |                                 | 24 | ② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。      | b    | b     |
|                    | Ⅱ-4-(2)<br>関係機関との連携が確保されている。    | 25 | ① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | b    | a     |
|                    | Ⅱ-4-(3)<br>地域の福祉向上のための取組を行っている。 | 26 | ① 保育所が有する機能を地域に還元している。                    | b    | b     |
|                    |                                 | 27 | ② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。          | b    | b     |

[自由記述欄]

23：定期的に高齢者施設を訪問し遊戯等を披露し、また、訪問できない時期にはビデオ撮影し、施設へ提供するなど、高齢者との交流を深めています。また、野菜栽培の指導を地域の方に受けるなど、地域との交流を行っています。

24：ボランティア受け入れマニュアルを整備し、受け入れ体制は整っていますが、コロナ禍以降、受け入れ事例がありません。今後は、地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化されると良いでしょう。

25：保育に関係する機関を職員全員に周知し、特に緊急連絡先（各種病院・警察署・消防署・市役所）は事務室に掲示し、職員誰でもすぐに連絡できるようにするなど、必要な連絡先は該当するマニュアル等にも明示しています。地域密着型の保育園であり、築き上げたネットワークをもとに関係機関との連携が適切に行われています。

26：市役所の窓口に園の案内冊子を設置して、災害時の地域における役割等の確認がなされています。今後は、園庭開放や保育園内のスペース活用をする等、園が有する機能が十分に発揮されるように取り組まれると良いでしょう。

27：保育所の機能を地域に還元するべく、関係団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めており、保育を通じ地域共生社会における貢献に努めています。今後は、把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を計画等で明示されると、より良いでしょう。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

| 評価分類                | 評価項目                                           | 通番 | 評価細目                                 | 評価結果 |       |
|---------------------|------------------------------------------------|----|--------------------------------------|------|-------|
|                     |                                                |    |                                      | 自己評価 | 第三者評価 |
| Ⅲ-1<br>利用者本位の福祉サービス | Ⅲ-1-(1)<br>利用者を尊重する姿勢が明示されている。                 | 28 | ① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 | b    | a     |
|                     |                                                | 29 | ② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。  | b    | a     |
|                     | Ⅲ-1-(2)<br>福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。 | 30 | ① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。   | a    | a     |
|                     |                                                | 31 | ② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。     | a    | a     |
|                     |                                                | 32 | ③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。    | b    | a     |

#### [自由記述欄]

28：子どもを尊重した保育の取組については、園の理念や基本方針に基づき、子どもの尊重や基本的人権への配慮について職員会議等や勉強会で研修を実施するなど職員全員が共有して保育を実施出来るよう取り組んでいます。

29：子どものプライバシー保護等については、個人情報保護規程やプライバシー保護マニュアルを定め、一人一人の子どもに生活の場に相応しい快適な環境を提供するなど、子どものプライバシーを守るよう保育に取り組んでいます。

30：利用希望者に対しては、随時、園見学を受け付けており、園のしおりに沿って園長・主任が分かりやすく説明をしています。特に、直接徴収(利用者のみ)する費用については利用者から同意書の提出を求めています。また、利用希望者の便宜を図るため、市に入所案内冊子や園のしお리를提供しています。

31：保育の開始・変更については、入園説明会において「入園のしおり」に基づき様々な入園に関する心構えを分かりやすく説明しています。また、変更時においても書面で説明し同意を得ています。

32：保育所の変更に際しては、保育要録を転園先の保育園に送付しています。保育が終了した後も子どもや保護者等が相談出来るよう担当者や窓口を設置しています。

| 評価分類                | 評価項目                                | 通番 | 評価細目                                 | 評価結果 |       |
|---------------------|-------------------------------------|----|--------------------------------------|------|-------|
|                     |                                     |    |                                      | 自己評価 | 第三者評価 |
| Ⅲ-1<br>利用者本位の福祉サービス | Ⅲ-1-(4)<br>利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。 | 33 | ① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。         | a    | a     |
|                     |                                     | 34 | ② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。 | b    | a     |
|                     |                                     | 35 | ③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。    | b    | a     |

#### [自由記述欄]

33：苦情解決の体制を整備し、「意見・要望・苦情・不満を解決するための規程」に基づき対処しています。出された苦情等については、迅速に解決するようにしています。また、毎年度終了後に事業報告において出された苦情等を公表しています。

34. 35：保護者からの意見等に適切に対応するために「保護者からの意見等に関する対応マニュアル」に基づき行っています。また、このマニュアルは職員会議等において職員に周知しています。保護者等から出された意見、要望等については、「対応マニュアル」に基づき迅速に対応し、検証して保護者等にフィードバックをしています。

| 評価分類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 評価項目                                         | 通番 | 評価細目                                         | 評価結果 |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----|----------------------------------------------|------|-------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                              |    |                                              | 自己評価 | 第三者評価 |
| Ⅲ-1<br>利用者本位の福祉サービス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | Ⅲ-1-(5)<br>安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。 | 36 | ① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。  | b    | a     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                              | 37 | ② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a    | a     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                              | 38 | ③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。           | a    | a     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                              | 39 | ④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。       | a    | a     |
| [自由記述欄]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                              |    |                                              |      |       |
| <p>36：リスクマネジメント体制を構築し「安全確保マニュアル・事故防止マニュアル」を作成して、子どもの安全確保、事故防止に努めています。また、職員会議等においてもマニュアルについての研修を行っています。なお、ヒヤリハット報告に基づき、事故分析と再発防止の対応策をまとめ職員に周知しています。</p> <p>37：感染症予防や発生時における対応マニュアルは整備されており、発生状況については保護者に通知し、職員については職員会議等でその情報を共有しています。なお、保健所が実施する感染症に関する研修にも参加し、新しい情報を入手しています。</p> <p>38：「安全管理マニュアル」や「災害発生時対応マニュアル」を整備しています。これらマニュアルに基づき災害発生時には全職員が対応できるよう努めています。また、職員は、順番に消防署が実施している救命講習会を受講して救急救命にも配慮をしています。</p> <p>39：「不審者対応マニュアル」に基づき、不審者侵入時などにおける対応について職員会議等で研修し、子どもの安全確保に努めています。</p> |                                              |    |                                              |      |       |

| 評価分類                                                                                                                                         | 評価項目                                       | 通番 | 評価細目 |                                        | 評価結果 |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----|------|----------------------------------------|------|-------|
|                                                                                                                                              |                                            |    |      |                                        | 自己評価 | 第三者評価 |
| Ⅲ-2<br>福祉サービスの質の確保                                                                                                                           | Ⅲ-2-(1)<br>提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。     | 40 | ①    | 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。        | b    | a     |
|                                                                                                                                              |                                            | 41 | ②    | 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。          | b    | a     |
|                                                                                                                                              | Ⅲ-2-(2)<br>適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。 | 42 | ①    | アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。             | b    | a     |
|                                                                                                                                              |                                            | 43 | ②    | 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。                 | b    | a     |
|                                                                                                                                              | Ⅲ-2-(3)<br>福祉サービス実施の記録が適切に行われている。          | 44 | ①    | 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 | b    | a     |
|                                                                                                                                              |                                            | 45 | ②    | 子どもに関する記録の管理体制が確立している。                 | b    | a     |
| [自由記述欄]                                                                                                                                      |                                            |    |      |                                        |      |       |
| 40：保育の標準的な実施方法は文書化されており、職員会議等で周知をし、意見交換をして適切な保育を行っています。また、保育の実施に伴う各種マニュアル（プライバシー保護マニュアル等）を作成し、職員に周知しています。                                    |                                            |    |      |                                        |      |       |
| 41：標準的な実施方法の見直しについては、職員や保護者等から出された見直しについての意見や提案を職員会議で検証し反映するよう努めています。                                                                        |                                            |    |      |                                        |      |       |
| 42：入園前の丁寧なアセスメントに従い、「児童票」を作成し、子どもの身体状況や発達などの状況等を記入管理し、全体的な計画に基づいて適切な指導計画を作成しています。また、入園後においても子どもの状況等に応じて指導計画の見直しを行い、計画について評価・見直しをする機会を設けています。 |                                            |    |      |                                        |      |       |
| 43：指導計画は保育の実施状況を振り返って評価・見直しを行い、職員会議等で定期的に見直しをしています。見直しによって変更した指導計画があれば職員会議等で報告を行い、関係職員全員が共有し、次の指導計画の作成に反映しています。                              |                                            |    |      |                                        |      |       |
| 44：一人一人の子どもの発達過程や生活状況等は園が定めた統一した様式によって把握し、適切に記録して管理しています。また、その内容は職員間で共有しています。                                                                |                                            |    |      |                                        |      |       |
| 45：子どもの情報の記録管理体制については、個人情報保護規程により施設長・主任が担当しています。一人一人の子どもの情報については、事務所内の鍵のかかる所に保管しています。                                                        |                                            |    |      |                                        |      |       |

A-1 保育内容

| 評価分類        | 評価項目                              | 通番 | 評価細目                                                        | 評価結果 |       |
|-------------|-----------------------------------|----|-------------------------------------------------------------|------|-------|
|             |                                   |    |                                                             | 自己評価 | 第三者評価 |
| A-1<br>保育内容 | A-1-(1)<br>全体的な計画の編成              | 46 | ① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。 | a    | a     |
|             | A-1-(2)<br>環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 | 47 | ① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。                  | a    | a     |
|             |                                   | 48 | ② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。                         | a    | a     |
|             |                                   | 49 | ③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。                   | a    | a     |
|             |                                   | 50 | ④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。             | a    | a     |

[自由記述欄]

46：全体的な計画については、年に1回定期的な見直しを行うとともに、職員から意見があった時は随時見直しを行っています。

47：各部屋ともに自然の採光を利用し、明るく心地良い空間の中、子どもたちは伸び伸びと過ごしています。また、ランチルームから調理室内が見えるよう工夫されており、3～5歳児が食事を楽しんでいます。

48：一人一人の子どもを受容し、理解し働きかける努力をするとともに、常に保育を振り返り、一人一人の子どもの対応を検討し、職員間で深めていくよう取り組んでいます。

49：一人一人の子どもの発達過程を把握し、無理なく対応や援助ができるように努め、基本的生活習慣の自立へむけた環境整備に取り組んでいます。

50：園周辺の恵まれた自然環境の中で公園へ散歩に出かけたり、近隣の畑で野菜を栽培したり、自然を満喫する中で主体的に活動できる環境を整備しています。また、野菜作りは地域の方に教えてもらうなど、地域の方々との交流を通して、生活と遊びを豊かに楽しむ取組があります。

| 評価分類        | 評価項目                              | 通番 | 評価細目                                                              | 評価結果 |       |
|-------------|-----------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------|------|-------|
|             |                                   |    |                                                                   | 自己評価 | 第三者評価 |
| A-1<br>保育内容 | A-1-(2)<br>環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 | 51 | ⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。       | a    | a     |
|             |                                   | 52 | ⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | a    | b     |
|             |                                   | 53 | ⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。        | a    | b     |
|             |                                   | 54 | ⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                  | a    | a     |
|             |                                   | 55 | ⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                            | a    | a     |
|             |                                   | 56 | ⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。                 | a    | a     |

[自由記述欄]

51：乳児保育については、個別指導計画を作成し、保育者と1対1の関わりを大切にしながら、子どもの発育発達の援助に取り組んでいます。

52：3歳未満児の保育については、床暖房や畳のスペースのある、安全に配慮した環境を整備し、子どもは自発的な活動を楽しんでいました。今後は、子どもがより多くの種類の活動を選択できるような環境を工夫されとさらに良いでしょう。

53：3歳児以上の保育については、年齢に関係なく遊びが展開され、共に学び合い成長していけるよう、週一日異年齢保育に取り組んでいます。今後は、園で検討されているコーナー遊びが充実されるとさらに良いでしょう。

54：障害のある子どもには個別の指導計画を作成し、必要に応じて医療機関や専門機関と連携を取りながら保育に取り組んでいます。

55：長時間保育については指導計画に位置づけられており、18時におやつを提供し、家庭的でゆったりと過ごせる環境作りに取り組んでいます。

56：国道429号線を挟み上豊富小学校が隣接し、小学校の連携について、保育要録の送付や懇談会に参加するなど連携に努めています。また、小学校への体験入学や小学生が保育園に来て、園児と交流するなどの機会を設け、円滑な就学に向けた保育に取り組んでいます。

| 評価分類        | 評価項目            | 通番 | 評 価 細 目                                          | 評価結果 |       |
|-------------|-----------------|----|--------------------------------------------------|------|-------|
|             |                 |    |                                                  | 自己評価 | 第三者評価 |
| A-1<br>保育内容 | A-1-(3)<br>健康管理 | 57 | ① 子どもの健康管理を適切に行っている。                             | a    | b     |
|             |                 | 58 | ② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。                        | b    | a     |
|             |                 | 59 | ③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 | b    | b     |
|             | A-1-(4) 食事      | 60 | ① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。                         | a    | a     |
|             |                 | 61 | ② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。          | a    | a     |

[自由記述欄]

57：子どもの健康管理については、マニュアルがあり、それに基づき健康管理に気をつけています。SIDSへの取り組みは、睡眠中の子どもの様子を0～1歳児は10分ごとに確認し、記録を残しています。また、保護者には玄関に掲示し、情報を提供しています。今後は、睡眠中の確認する間隔を乳児については5分間隔にするなど、必要な取組を充実するとより良いでしょう。

58：健康診断、歯科健診は結果を健康表に記入し、保護者に伝えとともに職員にも周知しています。また、結果を食事や歯みがきなど、日々の生活の中に取り入れ、一人一人に応じた保育に反映するよう取り組んでいます。

59：食物アレルギーの子どもには医師の指示書に基づいて対応し、アレルギー対応食や保護者との話し合いでお弁当を持ってくるなど、個別に配慮しています。今後は、食物アレルギー疾患のある子どもに対しての食事の提供において、アレルギー対応食（除去食・代替食）の提供や、全園児にアレルギーを含まない給食を提供する日を設けるなど、工夫されるとより良いでしょう。

60：食事を楽しむ工夫については、一人一人の子どもの特性や食欲に応じて、無理強いしない配慮を心がけるとともに、近隣の畑で地域の方と共に世話や収穫を行い、育てた野菜を献立に利用したり、クッキング体験をしたりしています。

61：献立の作成や調理の工夫については、担任や保護者の声も取り入れて栄養士が工夫、検討しています。3月のひな寿司、七夕のオクラスープなど、季節感を取り入れて、子どもが楽しく食べられるよう取り組んでいます。

## A-2 子育て支援

| 評価分類         | 評価項目                            | 通番 | 評 価 細 目                                             | 評価結果 |       |
|--------------|---------------------------------|----|-----------------------------------------------------|------|-------|
|              |                                 |    |                                                     | 自己評価 | 第三者評価 |
| A-2<br>子育て支援 | A-2-(1)<br>家庭との緊密な連携            | 62 | ① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。                     | a    | a     |
|              | A-2-(2)<br>保護者の支援               | 63 | ① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。                        | a    | a     |
|              |                                 | 64 | ② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び 虐待の予防に努めている。     | b    | a     |
|              | A-3-(1)<br>保育実践の振り返り（保育士等の自己評価） | 65 | ① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 | b    | b     |

[自由記述欄]

62：家庭との連携については、0～5歳児まで全員連絡帳があり、毎日子どもの様子を伝えあったり、送迎時に保護者と口頭で伝えあったり、情報交換を行っています。

63：保護者に対する子育て支援については、個人懇談、クラス懇談を年2回実施し、それ以外でも希望に応じて懇談を実施し、信頼関係をつみあげるよう努めています。また懇談記録も残しています。

64：虐待等権利侵害の予防については、マニュアルを整備し関係機関と連携を取りあっています。職員会議で施設長は早期発見に努め、気づいた時は速やかに報告するよう話をしたり、最新事例の話をしたりするなど、虐待の早期発見や予防に日々努めています。

65：保育士等が主体的に自己評価を行い、保育の振り返り、保育の質の向上や改善に向けた取組を行っています。今後は、職員間で交流し、園全体の自己評価につなげていくとさらに良いでしょう。